

モラル・ハザードに係る事実の告知義務に関する一考察

藤原晴美

Abstract

Fraudulent claims have risks, which might damage insurance system. It is suggested that duty to disclose material facts of moral hazard is one of the methods to repress fraudulent claims. But in Japan, duty to disclose material facts of moral hazard has not been established.

In this article, it is submitted that the insured shall disclose material facts of moral hazard under the commercial law, sec. 644, referring to English insurance law.

キーワード.....保険金不正請求抑止 告知義務 モラル・ハザード

はじめに

保険契約者による保険金の不正請求は、善良な保険契約者の利益を害し、かつ、保険市場における逆選択を引き起こす可能性がある。保険金の不正請求が行われる理由として、保険契約が射倖契約¹⁾であることがあげられよう。保険契約の性質に保険金不正請求を引き起こす原因の一つがあるとしても、保険金不正請求を抑止する仕組みを作ることが、健全な保険制度を維持するために必要である。また、これは保険契約の善意契約性からも導かれるであろう。

保険契約締結時における最も有効な保険金不正請求抑止策は、保険会社が保険金不正請求を目論む者との保険契約締結を拒否することである²⁾。これに関しては、外務員及び代理店が重要な役割を果たしている。すなわち、外務員等は、保険契約を募集する際に、保険金不正請求をする可能性がある者と契約をしないように教育がなされているので、そのような者に保険契約を勧めない³⁾。しかし、この外務員及び代理店は、その役割を十分に果たしているとはいえない。なぜならば、保険業界は契約獲得主義であり、かつ、外務員は歩合給であるため、外務員等が不良契約を集めることがあるからである⁴⁾。外務員及び代理店は、保険契約申込者が保険金不正請求を目論んでいるのではないかと思わせる事実を知っていても、それを保険会社に伝えないこともあるであろう。

保険会社による書類審査だけで保険金不正請求を目論む者を発見し排除することはきわめて難しい⁵⁾ことから、上述のように外務員及び代理店による保険金不正請求を目論む者の排除は不完全であるとしても、それらは重要な存在である。このような状況の中、最近、外務員及び代理店を仲介させない保険販売チャンネルが注目され、既に導入されている。保険のダイレクト

販売などと称されるチャネルである。そこにおいては、電話、ダイレクト・メール、インターネット等で保険会社が顧客に対面することなく直接に保険が販売される。とりわけ、自動車保険においてダイレクト販売が積極的に導入されている。自動車保険市場全体におけるダイレクト販売のシェアは小さいが、伸び率はきわめて高い⁶⁾。ダイレクト販売では、保険契約申込者に対する質問への回答により、保険引き受けの可否の決定、保険料の算出がなされることとなる⁷⁾。保険金不正請求を目論む者は、外務員等を通して保険契約を締結するよりも、このダイレクト販売を選択するのではないかと思われる。

このような状況においては、モラル・ハザードに係る事実の告知義務を保険契約者等に課することが保険金不正請求の抑止に役立つであろう。なぜならば、モラル・ハザードに係る事実の情報が外務員等にとどまることなく保険者に届くであろうし、また、ダイレクト販売では、保険契約申込者の情報を多く集めることができるであろうからである。これらの情報は、保険者にとって、保険契約申込者は保険金不正請求を目論む者か否かを見極めるために役立つであろう。ここにいうモラル・ハザードとは、保険契約者あるいは被保険者に故意に損害を引き起こさせたり、あるいはひとたび損害が発生した後にその拡大をくい止めることを怠らせるような主観的な特質と説明される⁸⁾。モラル・ハザードの定義についてはいろいろな議論があるが、本稿では源流に戻りこの定義に基づいて論を進めることとする。そのため、モラル・ハザードに係る事実とは、そのような主観的特質の存在を示す事実といえよう。また、モラル・ハザードに係る事実の告知義務により抑止される保険金不正請求とは、モラル・ハザードに起因する保険金不正請求となるであろう。

日本法は、次の2つの理由により、保険契約者あるいは被保険者にモラル・ハザードに係る事実の告知義務が課されると明確にはいえない状態にある。第一に、商法所定の告知義務の理論的根拠に関する判例・通説の立場は危険測定説である。第二に、約款の規定によりモラル・ハザードに係る事実の1つである同種の他保険契約の存在について告知義務を課す場合があるが、この約款の規定はモラル・ハザードに係る事実の告知義務を直接に定めていない。また、日本においては同種の他保険契約の告知義務に関する議論は多いが、モラル・ハザードに係る事実の告知義務に関する議論は深化していない。かかる状況は、契約締結時の保険契約者等のモラル・ハザードに関するチェックが不十分であり、保険制度の健全性を害する恐れがある。本稿は、イギリス法を参照しながら、かかる状況をいかにして是正すべきかを探るものである。本稿では、まず、日本法における告知義務とモラル・ハザードに係る事実の告知義務の議論の状況を解明し、次に、モラル・ハザードに係る事実の開示義務を明らかに認めているイギリス法を紹介する。その上で、日本法におけるモラル・ハザードに係る事実の告知義務の確立を試みる。

第1章 日本法におけるモラル・ハザードに係る事実の告知義務の議論

第1節 商法所定の告知義務とモラル・ハザードに係る事実

損害保険契約における保険契約者、生命保険契約における保険契約者または被保険者は、保険契約の当時、保険者に対して重要な事実を告げなければならない、また重要な事項について不実のことを告げてはならないとされている（商法644条1項・678条1項）。これを、告知義務という。ここで、この告知義務の告知事項にモラル・ハザードに係る事実が含まれるか否かが問題となる。これに関し、まず、告知義務の理論的根拠と告知事項の見解を分析すると、次のようにまとめることができる。

告知義務の理論的根拠については、学説上、争いがある。学説を大きく分類すると危険測定説と契約法理説に二分できる。さらに、契約法理説は、射倖契約説、締約過失説そして衡平の理念の特殊な発現と解する説に分けられる⁹⁾。ここでは、通説とされる危険測定説と、有力説とされる射倖契約説を取り上げる。

危険測定説は、告知義務の理論的根拠を保険の経済的技術的根拠に求め、次のように説明する。保険制度の合理的な運営のためには、大数の法則に基づき、多数の契約における危険の総合平均化によって、支払われるべき保険金の総額と収入保険料の総額とのバランスを保つ必要がある。そのため、保険者は、保険契約の締結にあたって、保険事故発生の危険率を測定して、その契約を承諾すべきかどうかを決定し、承諾するならばその危険に対する対価（純保険料）を算出しなければならない。その判断をするためには、信憑のできる資料が必要である。しかし、この信憑のできる資料は、保険契約者側にあり、保険者がこれを知らないのが常であるため、保険契約者に告知義務が課されるとする。この危険測定説は通説であり¹⁰⁾、判例もこの立場に近い¹¹⁾。この見解に対して、次のような批判がなされている。この見解は、保険者が危険を測定するためには保険契約者あるいは被保険者の協力が必要であることを説明しているが、保険契約者あるいは被保険者が契約成立前においてなぜ保険者に協力する義務を負うのかについて法律的説明が不十分である¹²⁾。

一方、射倖契約説は、保険契約の法的構造の特殊性に基づいて、次のように告知義務を説明する。保険契約は、射倖契約の一種に属し、偶然の事実の発生・不発生により契約当事者の具体的な給付義務の有無またはその額が決まる。そのため、当事者は、その偶然性を左右する事実の認識において、またこれを左右する行動の自由において、相互に相手方に対し公正な態度をとること、および相手方に対する自己の有利な地位を不当に利用しないことが要請される。保険契約者がその偶然性を左右する事実を知っており、保険者がこれを知らないという場合に、保険契約者がその事実を告げずに契約を締結することは公正とはいえない。この故に、保険契約者は保険者にこれを開示することが信義則上要請されるとする¹³⁾。この見解に対して、告知義務制度が必要とされる理由について説明することに成功したが、なぜその違反の効果が契約

解除権と既経過保険料の取得であって契約無効とされないのかについての説明に成功していないとの批判がある¹⁴⁾。

このように、商法に規定される告知義務の理論的根拠について見解が分かれる中で、告知事項に関する説明はほぼ同じである。すなわち、告知義務の対象となる事項は「重要な事実」であり（商法 644 条 1 項・678 条 1 項）、ここにいう重要な事実とは、保険者がその契約における事故発生の危険率を測定するのに重要な事実である。より具体的にいえば、もし保険者が真相を知ったならば、契約を締結しないか、もしくは少なくとも同一の条件で契約を締結しないであろうと客観的に考えられる事実¹⁵⁾、あるいは保険者が契約を引き受けるべきか否かおよびその保険料を決定する際に、その合理的判断に影響を及ぼす事実¹⁶⁾をいう。しかし、モラル・ハザードに係る事実がこの重要な事実に含まれるか否かについては、見解が分かれる。まず、判例の立場は、次の通りである。

判例では、モラル・ハザードに係る事実と考えられる他保険契約の存在は、商法に規定される告知義務の対象ではないとの見解が優勢である¹⁷⁾。この見解をとる 2 つの判決¹⁸⁾は、ともに生命保険に関する判決であり、他保険契約の存在は被保険者の生命についての危険測定に関係がないと判示した。判例は、生命保険に関して、モラル・ハザードに係る事実が商法に規定される告知義務の対象ではないとする立場とみてよからう¹⁹⁾。

学説は、モラル・ハザードに係る事実が商法上の告知義務の対象となる事実であるとする見解²⁰⁾と、そうではないとする見解²¹⁾に分かれる。告知義務の理論的根拠とモラル・ハザードに係る事実が告知事項となるか否かの関係を考慮すると次のようになるであろう。危険測定説では、モラル・ハザードに係る事実が保険金支払義務を生じさせる保険事故の発生率の測定には直接関係がないため、モラル・ハザードに係る事実が告知事項ではない。これに対して、射倖契約説は、保険契約が射倖契約であることから告知義務を導くため、保険者は、契約締結に際して、偶然性を左右する事実として、保険金支払義務を生じさせる保険事故の発生率の測定に関する事実だけでなくモラル・ハザードに係る事実についても考慮しなければならないとする。保険契約者が、これらの事実を告知せずに契約を締結することは、信義に反する。つまり、射倖契約説では、モラル・ハザードに係る事実も告知事項であると考えられる²²⁾。

商法で規定される告知義務の対象にモラル・ハザードに係る事実も含まれるとした場合、商法 645 条 2 項但書の因果関係不存在の証明に関する法則の存在が問題となる。すなわち、保険契約者等が告知義務に違反した場合、保険者は保険契約を解除することができ、保険事故が発生した後での解除でも、保険者には保険金支払義務はなく、すでに保険金を支払った場合には、その返還を請求することができる（商法 645 条 2 項・678 条 2 項）。ただし、保険契約者が、保険事故と不告知または不実告知された事実との間に因果関係がないことを証明した場合、保険者は、保険金支払義務を負う（645 条 2 項但書・678 条 2 項）。この因果関係不存在の証明に関する法則のために、商法上の告知義務の対象にモラル・ハザードに係る事実を含めたとしても、

モラル・ハザードに係る事実と保険事故の間に因果関係がないとして、保険者は保険金支払義務を免れないこととなり、解除権の意味はほとんどなくなってしまう²³⁾。なお、モラル・ハザードに係る事実の不告知の背後に存在することのある不正請求の意図と保険事故ないし保険金請求との間には因果関係があるであろう²⁴⁾。

第2節 約款の規定によるモラル・ハザードに係る事実の告知義務

商法上の告知義務の対象にモラル・ハザードに係る事実が含まれるか否かについて見解が分かれる中で、約款の規定によりモラル・ハザードに係る事実の一部に告知義務を課すことがある。とりわけ、傷害保険の約款が、保険契約者あるいは被保険者が故意・重過失により同種の他保険契約の存在を告知しなかった場合に保険者は保険契約を解除できる旨を規定していることに関して議論がある。この規定の趣旨として、次の2点があげられている。第一に、故意の事故招致などの不正請求の立証は困難であるから、その困難を避けるためである。第二に、保険者に契約締結の段階における保険契約申込者のモラル・ハザードの強さを見極める機会を与えるためである²⁵⁾。現在、この約款規定の有効性は認められており²⁶⁾、議論の焦点は、解除の要件である保険契約者等の故意・重過失という主観的要件にある。すなわち、約款の規定どおり保険契約者等の故意・重過失があれば保険契約を解除できるとする見解と、保険契約者等の故意・重過失にさらなる要件を加え約款を制限的に解釈する見解がある。この議論の実質的な問題は、「不法目的のない善良な契約者の保護と不正請求対策の実効性確保のどちらを優先するか、どう調和させるかということだ²⁷⁾」と指摘されている。判例は制限的に解釈する傾向であるといえることができるが、その制限方法は一致していない。主要な判決の構成の要点は、次の通りである。

東京高裁平成3年11月27日判決²⁸⁾は、保険契約者等の故意・重過失による他保険契約に関する告知義務違反があれば保険者は保険契約の解除をなしえるが、「保険金請求者側で保険契約者等が当該保険契約によって保険金を不法に取得し、右契約を濫用する目的を有していなかったという特段の事情を主張・立証したときには、右契約解除の効力が覆されるものと解するのが相当である」とする²⁹⁾。なお、この判決は、他保険契約の告知義務の趣旨は保険者が道徳的危険の強さを判断し当該保険契約の不締結の判断の機会を付与することであるとする。

東京高裁平成5年9月28日判決³⁰⁾は、保険契約者など約款に定められた者が同種の他保険契約の不告知が契約解除事由となることを認識した上で、または重過失によりその点を認識せずに、同種の他保険契約の存在を告知しなかった場合に限り保険契約を解除することができ、さらに、その不告知が不正な保険金取得の目的に出た場合をはじめ、事案の全体を眺めて、不告知を理由として保険契約を解除することが、保険者による解除権の濫用と認められる場合に限ってその効力を認めることが相当であるとする。なお、この判決は、他保険契約の告知義務の趣旨は道徳的危険の強さを見極めて当該保険契約を締結しなかったりすることに

あるとする。

学説における約款を制限的に解釈する主な見解について、次のようにまとめることができる。第一に、保険者が同種の他保険契約の告知義務違反を理由として保険契約を解除するためには、保険者において保険金受取人の請求が不正請求である疑いがあることを証明する必要があるとする見解がある³¹⁾。

第二に、保険契約者の故意・重過失だけではなく、保険者の解除を正当化するだけの保険契約者側の著しく信義に反する事情も必要であり、この著しい信義則違反は、保険契約者の主観的事情のみに力点をおくのではなく保険金額の大きさなどの客観的事情との相関において判断されるべきであるとする見解がある³²⁾。

約款を制限的に解釈する見解は、不法目的のない善良な保険契約者の保護を優先した見解であるといえよう。次に、約款の規定どおりに解釈する判決を分析しよう。

約款の規定どおりに解釈する構成をとる平成1年9月27日神戸地裁判決³³⁾は、保険契約の附合契約性に鑑みて、また保険加入者の権利が不当に害されることがないようにするために、保険契約者等が悪意・重過失により告知義務に違反した場合に限り保険者において保険契約を解除できるとする。また、平成12年5月10日東京地裁判決³⁴⁾は、問題の約款の規定に他の要件を付け加えてはいないが、保険契約が附合契約であること、および保険契約の解除は保険事故が発生した後においてもすることができることから他保険契約に関する告知義務違反を理由とする解除については慎重に判断することが求められるとする。

約款の規定どおりに解釈する見解をとる学説は、前述した他保険契約の告知義務の目的の第二の点を重視する。すなわち、他保険契約の告知義務の目的は、保険契約者等の保険事故招致にともなう保険金不正請求を受けるおそれを事前に排除することにあるとし、その告知義務違反で契約を解除するために保険契約者の不法目的は必要ないとする³⁵⁾。この見解は、保険約款が附合契約であることから、保険契約者等の保護のために、故意・重過失の認定は厳格になされるべきであると提案する³⁶⁾。例えば、他保険契約の告知をしなかったあるいは不実の告知をしただけでは足りず、当該契約締結時の状況などを総合的に勘案する必要があるとする³⁷⁾。また、他保険契約の告知義務違反を問うためには、保険者は保険契約者に明確かつ具体的にこの告知義務について説明し、その上で質問することが必要であるとする³⁸⁾。

傷害保険約款における他保険契約の告知義務に商法645条2項但書が適用されるか否かの問題に関して、他保険契約の告知義務に商法645条2項但書を適用するとその約款規定の実効性の大半が失われることになるとして、これを否定する見解が多い。ただし、商法上の告知義務の対象にモラル・ハザードに係る事実が含まれるとするか否かによってその理由づけは異なる。これを肯定する立場は、傷害保険は保険事故招致の危険が多いと指摘されている分野であること、およびこのこととの関連で他保険の告知義務が一般には危険測定上重要な意味をもつと考えられることから、他保険契約の告知義務違反に関して商法645条2項但書を適用しその実効

性の多くを失うことは適当ではないとする³⁹⁾。他方、商法の告知義務の対象は保険金支払義務を生じさせる保険事故の危険測定に関係する事実だけを扱うとする立場は、商法の告知義務規定は他保険契約の告知義務を扱わず、したがって、商法 645 条 2 項但書は他保険契約の告知義務にそもそも適用がないと解釈することが妥当であるとする⁴⁰⁾。

第 3 節 信義則上のモラル・ハザードに係る事実の告知義務

約款において特に規定されていないが保険契約締結時に保険会社の担当者が同種の他保険契約の存在について保険契約者に質問した場合、保険契約者にはそれを告知する義務があるであろうか。入院給付金及び手術給付金特約付保険契約に関する平成 3 年 10 月 17 日東京高裁判決⁴¹⁾は、同種の保険に同時に多数加入する意図又は事実の有無について確認する保険会社の担当者に対し、そのような意図又は事実がないことを告げるべき信義則上の義務が保険契約者にはあるとする。この判決から、少なくとも、多数の同種の保険契約に同時に加入する場合に、保険会社の担当者からその事実について質問されたなら、保険契約者等はその事実を告げる信義則上の義務が課されると考えられる⁴²⁾。

本判決では、入院給付金及び手術給付金特約付保険契約に関して、保険会社は、契約の申込を受ける際に同種の他保険契約の存在について確認し、同種の他保険契約が多数ある場合には保険金不正請求を誘発することが多いため契約の申込を受け付けない運用をしていたことが重視されている。つまり、モラル・ハザードに係る事実は保険会社が保険契約を締結するか否かを判断する際の重要な判断材料であることが重視されているのである。

第 2 章 イギリス法における保険契約の開示義務

第 1 節 Carter v Boehm 事件

イギリス法では、保険契約は最高信義 (uberrimae fidei ; utmost good faith) の契約であるとされ、保険契約の当事者には最高信義の義務⁴³⁾が課される。最高信義の義務とは、主として開示義務を指す⁴⁴⁾。この最高信義の義務のリーディングケースが、Carter v Boehm 事件⁴⁵⁾である。事案は、スマトラ島にあるマールボー口城塞が敵軍に占領された場合の損害に備える保険に関するものであり、被保険者は城塞の管理者である。この城塞がフランス軍に占領された後、被保険者は保険金を請求した。これに対し、保険者は、被保険者が城塞はヨーロッパ軍による攻撃に耐えられるほど強く丈夫ではないという事実を開示しなかったとして、保険金の支払いを拒んだ。以上の事案について、Mansfield 卿は、被保険者の最高信義の義務⁴⁶⁾の根拠について次のように述べた。「保険は、推測に基づく契約である。偶然の出来事を見積もる基礎となる特別な事情は、一般に被保険者のみが知っている。保険者は被保険者の表示を信頼する。そして、保険者は、被保険者は事情は存在していないと保険者を誤信させそして事情は存在しないと

て危険を見積もらせるために知っているいかなる事情も隠していないと信じて手続きを行う。そのような事情を隠蔽することは詐欺であり、それ故、保険証券は無効である。たとえ、隠蔽が詐欺の意図なく間違いによって起こったとしても、保険者は欺かれたことになり、その保険証券は無効である。なぜなら、合意の時に理解され意図された危険と、実際に引き受けた危険が現実異なるからである⁴⁷⁾。ただし、本事案は、開示されなかった事情は保険者が種々の方法で得ることができた情報であり管理者の個人的な知識にのみ属するものではなかったことを理由に、保険者が敗訴した。すなわち、「被保険者は、保険者が知っているべき事実、保険者が調べることを引き受けた事実、あるいは保険者が知らせられることを放棄した事実について告げる必要はない⁴⁸⁾と判示された。

第 2 節 1906 年英国海上保険法（Marine Insurance Act 1906）

1906 年英国海上保険法 17 条は、「海上保険契約は最高信義に基づく契約であり、当事者の一方が最高信義を守らない場合には、他方当事者はその契約を取消することができる」と規定し、続いて 18 条は、最高信義の義務の一つである被保険者の契約締結前の開示義務について規定している。1906 年英国海上保険法は、コモン・ローのルールの成文化であるといわれており、海上保険以外の保険にも適用される⁴⁹⁾。

わが国の商法上の保険契約者等の告知義務の規定に相当する 1906 年英国海上保険法 18 条 1 項は、保険契約締結前に被保険者は保険者に対し自己の知っている重要な事情を開示しなければならず、被保険者がこれを怠る時は保険者は契約を取り消すことができると規定している⁵⁰⁾。被保険者によって開示されなければならない重要な事情については同条 2 項が、保険料を定め、あるいはリスクを引き受けるかどうかを決定する際の慎重な保険者の判断に影響を及ぼす一切の事情は重要な事情であると規定している。ここにいう慎重な保険者の判断への影響の程度は、保険者の思考過程に影響を与えるというものでよい。ただし、保険者が開示義務違反を理由に保険契約を取り消すためには、不告知あるいは不実表示が保険契約締結の誘因となっていることが必要である⁵¹⁾。

被保険者が開示しなければならない重要な事実は、一般的に、物質的・身体的危険（physical hazard）に係る事実とモラル・ハザード（moral hazard）に係る事実に分けられる⁵²⁾。ここにいう物質的・身体的危険とは、偶然に損害が発生する可能性とその損害の程度に関係する要素を含むものである。一方、モラル・ハザードは、被保険者の特質に、とりわけ、だましたり不正直な行いをした歴史があるかどうかに関係するものである⁵³⁾。物理的・身体的危険に係る事実の具体例として、財産保険では建物の種類、構造、使用状況などがあげられ、生命保険では健康状態、危険が多い職業あるいは趣味、被保険者が知っている健康診断の結果などがあげられる⁵⁴⁾。次に、モラル・ハザードに係る事実の具体例を紹介しよう。

第3節 被保険者の開示義務の対象であるモラル・ハザードに係る事実の具体例

第1項 有罪判決を受けた事実

有罪判決を受けた事実はモラル・ハザードに係る事実である。ただし、あらゆる有罪判決を受けた事実が被保険者により開示されなければならない重要な事実ではない。これに関する重要な判例を紹介しよう。

Schoolman v Hall 事件⁵⁵⁾は、宝石の盗難に備える保険に関するものであり、宝石商（原告）は、1948年に保険契約を申し込んだ。その際に、1927年から1934年の間に受けた多くの有罪判決（罪は、窃盗、贓物收受など）について開示しなかった。1948年12月に、原告は宝石を盗まれたため保険金を請求したが、保険者は上記の事実の不開示を理由に保険金の支払いを拒絶した。原告側は、15年前の有罪判決は重要ではないと主張したが、陪審は、これらの事実は重要な事実であるとした。控訴審において、Asquith 判事は、申込書がない場合、有罪判決を受けた事実についてはかなり以前のもので開示しなければならないことが認められたと判示した⁵⁶⁾。

Regina Fur Company, Ltd. v Bossom 事件⁵⁷⁾では、会社（原告）は、1956年に在庫の毛皮に保険をつける際に、取締役が1933年に盗まれた毛皮であると知りながらそれを受け取り毛皮製品に仕立てたことにより有罪判決を受けた事実を開示しなかった。これを理由の一つとして保険者は保険金の支払いを拒絶した。事実審において、Pearson 判事は、20年以上前に有罪判決を受けた事実は、はるか昔のことなので重要ではないと思われるが、このケースには特別な事情があるので取締役が有罪判決を受けた事実は重要な事実であるとした。特別な事情とは次の2点である。第一に、当該の取締役が、30歳間近で商売に従事していた時に、かなりの量の毛皮を受け取り有罪判決を受けたことである。第二に、当該の取締役は、会社に対し影響力を持っていたことである⁵⁸⁾。

Roselodge, Ltd. v Castle 事件⁵⁹⁾は、1963年に締結されたダイヤモンドに対するすべてのリスクに備える保険に関する事案である。ダイヤモンド商人（原告）は、1965年にダイヤモンドを盗まれたため保険者に保険金を請求した。しかし、保険者は次の2点に関し被保険者に開示義務違反があるとして保険金の支払いを拒絶した。第一に、取締役である“R.”が、1946年に警察官に贈賄をしたことで有罪判決を受けたことである。第二に、販売マネージャーである“M.”が、1956年にアメリカにかなりの量のダイヤモンドを密輸したことにより有罪判決を受けたことである。事実審において、McNair 判事は、第一の点について、ダイヤモンド商人としての業務に直接関係がないので重要な事実ではないとした⁶⁰⁾。しかし、第二の点については、重要な事実にあたる⁶¹⁾。

Woolcott v Sun Alliance and London Insurance Ltd. 事件⁶²⁾において、原告は、1972年に住宅を購入するために住宅金融組合から融資を受け、その住宅に火災その他のリスクに備える保険をつけた（住宅金融組合は、その住宅の抵当権者である）。その際に、原告は、1960年に強盗

の罪のために12年の自由刑を言い渡されたことを開示しなかった。1974年に火災が発生したため、原告は保険金を請求したが、保険者は、上記の事実の開示を理由に保険金の支払いを拒絶した（住宅金融組合には、融資額に相当する保険金が支払われた）。事実審において、Caulfield 判事は、強盗のような重大な犯罪の開示は、重要な不開示であるとした⁶³⁾。

Lambert v Co-Operative Insurance Society Ltd. 事件⁶⁴⁾は、宝石類に対するすべてのリスクに備える保険に関する事案である。原告は、1963年に自分と自分の夫が持つ宝石類に保険をつけた。この際、原告は、質問されなかったため、数年前、夫が盗品故買の罪で有罪判決を受けたことを開示しなかった。保険は、毎年更新された。1971年に、原告の夫は、窃盗罪で有罪判決を受けた。その後も、原告はこの事実を開示することなく保険を更新した。そして、1972年に、原告は、宝石類が紛失したかあるいは盗まれたかのどちらかであるとして保険金を請求したが、不開示を理由に保険者は保険金の支払いを拒否した。控訴審において、原告の開示義務違反が認められた。MacKenna 判事は、事実審における被告側の証人の証言を重視したようである。証人は、2回目の有罪判決を知っていたなら保険を更新しなかったであろうと述べた⁶⁵⁾。

March Cabaret Club & Casino Ltd. v The London Assurance 事件⁶⁶⁾は、ナイトクラブの建物と家財の火災に備える保険に関するもので、保険更新時には、原告会社（ナイトクラブ、カジノ、レストランを経営する会社）の取締役は有罪判決を受けていない状態であった事案である。すなわち、取締役は、1969年5月から6月にかけて盗品を取り扱い、その罪のため1969年6月に逮捕・起訴された。保険は1970年4月に更新され、取締役は1970年6月に有罪判決を受けた。原告は1970年9月に火災が発生したため保険金を請求したが、保険者は重要な事実が開示されなかったことを理由の一つとして保険金の支払いを拒否した。事実審において、May 判事は、上記の事実は本件のような保険にとっては重要な事実であり、取締役は逮捕され起訴された事実を開示するべきであったとした⁶⁷⁾。

以上の6件の判決において、裁判所は、質問されなくとも被保険者は重要な有罪判決を受けた事実を開示しなければならないことを認めている。しかし、どのような場合にそれが重要な事実となるかに関するガイドラインが確立されていないといわれる⁶⁸⁾。ただし、有罪判決を受けた事実の重要性の基準として次の3つがあげられよう。第一に、罪が犯された時期である。すなわち、罪を犯したのが最近のことである場合、重要性は高くなるであろう。第二に、犯罪の重大性である。罪が重いほど重要性は高くなるであろう。第三に、犯罪と保険の目的物との間に関連性があるか否かである。関連性がある方が、重要性は高くなるであろう⁶⁹⁾。

有罪判決を受けた事実の開示義務に影響を及ぼす制定法として、1974年犯罪者社会復帰法（Rehabilitation of Offenders Act 1974）がある。この法律は、一定の要件が満たされた場合に⁷⁰⁾、有罪判決は「消滅した」（spent）とする。すなわち、所定の更生期間の経過という要件が満たされた場合、有罪判決を受けた者は、有罪判決の対象である犯罪について、犯さなかった、告発されなかった、起訴されなかった、有罪判決を受けなかった、あるいは刑に処せられなかつ

た者として扱われなければならない⁷¹⁾。この法律に基づき、被保険者は、消滅した有罪判決について開示する義務はない⁷²⁾。

第2項 国籍

被保険者は国籍を開示しなければならないと判示した *Horne v Poland* 事件⁷³⁾は、盗難保険 (burglary insurance) に関する事案である。原告は、ルーマニアで生まれ、12歳の時にイギリスに連れてこられた在留外国人であり、イギリスに帰化していなかった。原告は、この事実を開示することなく、保険契約を締結した。Lush 判事は、外国人であるという事実はすべてのケースで重要な事実であり、その不開示は保険契約を無効にするという見解には同意できないとし、ケースの状況によりそれは重要な事実であるか否かを決せられるべきであるとした。そして、原告が東ヨーロッパから来たこと、原告と原告の両親は保険引受人が習慣やしきたりを全く知らない国の国民であること、そして原告が12歳までその国に住んでいたという状況では、この事実は重要な事実であると判示した⁷⁴⁾。

現在は、1976年人種関係法 (Race Relations Act 1976) により、保険者が人種を根拠に被保険者を差別することは禁止されている⁷⁵⁾。それゆえ、現在は、被保険者は国籍を開示する必要はないであろう⁷⁶⁾。

第3項 保険の目的物の過大評価

評価済保険証券⁷⁷⁾に関して、被保険者は、保険の目的物の過度の過大評価について開示しなければならない⁷⁸⁾。これに関するリーディングケースである *Ionides and Another v Pender* 事件⁷⁹⁾を取り上げよう。この事件は、海上保険に関する事案であり、£973の価値しかないスピリッツに£2,800の保険が付けられた。被保険者は、外国政府による税制の変更を見込んで予測した利益を加えた結果この評価になると主張した⁸⁰⁾。これに対し陪審は、評価は過大であり、過大評価について被保険者は保険者に開示しなければならないとした。この陪審の評決と保険引受人の実務を考慮して、Blackburn 判事は、保険の目的物の評価がリスクを投機的にするほど過大である場合、被保険者は過大評価について開示しなければならないとした⁸¹⁾。

ただし、市場価格よりも高い値段で保険の目的物を購入した場合に、購入価格で保険の目的物を評価したとしても、購入価格と市場価格の差は重要ではない。この見解は、*The Dora* 事件事実審判決⁸²⁾において、Phillips 判事によって述べられた⁸³⁾。

第4項 以前に保険の引受あるいは更新を拒否された事実

海上保険において、以前に保険の引受・更新を拒否された事実は、重要な事実ではない⁸⁴⁾。この事実が問題とされるのは、海上保険以外の保険においてである。判例の傾向についての評価は分かれる。申込者が申し込んだ保険と同種の保険に関してだけでなく異種の保険に関する

以前の保険引受・更新の拒否の事実さえも判例は重要であることを認めるとする見解⁸⁵⁾、異種の保険に関する保険引受・更新が拒否された事実の重要性に関しては明らかではないとする見解⁸⁶⁾、さらに、海上保険以外の保険については明らかではないとする見解⁸⁷⁾がある。以前に保険の引受を拒否された事実は重要な事実であると判示した2つの判決を取り上げよう。

まず、同種の保険に関する先例として、*Glicksman v Lancashire and General Assurance Company, Limited* 事件⁸⁸⁾がある。事案は、盗難保険に関するものであり、被保険者である二人の共同経営者のうちの一人（原告）は、問題の保険契約を申し込む前に、同じ敷地で同じ商売を行っていた。この時、原告は、盗難保険の申込を拒否された。問題の保険証券の申込書に、以前に盗難保険の申込あるいは更新を拒否されたことがあるかという趣旨の質問があったが、原告は前述の拒否について開示しなかった。原告は損害が発生したので保険金を請求したが、保険者は保険の申込を拒否された事実の不開示を根拠に保険証券の取消を主張した。最高裁は、調停員が上記の事実を重要な事実であると認めたことから、保険証券の取消を認めた。

次に、異種の保険に関する先例として、*Locker and Woolf, Limited v Western Australian Insurance Company, Limited* 事件⁸⁹⁾がある。火災保険に関する事案であり、以前に申込を拒否された保険は、自動車保険である。被保険者が自動車保険の申込を拒否された理由は、事故歴についての不開示と不実表示である。問題の火災保険の申込書には、火災保険またはその他の保険を拒否されたことがあるかという趣旨の質問があった。被保険者は、この質問に対し、「ない」と回答した。保険者は、前述の拒否の事実を知り、保険証券の取消を求めた。控訴審判決は、上記の拒否の事実は重要な事実であり、被保険者の開示義務違反により保険証券は取り消されるとした。なお、Slessor 判事は、拒否の事実だけでなく拒否の理由も重視したようである⁹⁰⁾。

第5項 以前に損害を受けた事実と以前に保険金を請求した事実

申込者が申し込んだ保険によって保障される損害と同じ損害を以前に受けた事実とそのために保険金を請求した事実が重要な事実であることは、先例から明らかである⁹¹⁾。例えば、*Arterial Caravans Ltd. v Yorkshire Insurance Co. Ltd.* 事件事実審判決⁹²⁾では、被保険者である会社が火災保険を申し込むにあたって、この会社とは形式的に異なる会社ではあるが経営者が同じで実質的に同じ業務を行っていた会社が以前に火災による損害を受けたことがある事実は、重要な事実であると判示された⁹³⁾。

しかし、申込者が申し込んだ保険により保障される損害と異なる損害を以前に受けたことがある事実が重要な事実であるかどうかは明らかではない。例えば、*Ewer v National Employers' Mutual General Insurance Association, Ltd* 事件⁹⁴⁾において、被保険者は、火災保険を申し込む際に、以前に運搬者として運搬中の荷物が損害を受けたために保険金を請求したことがある事実を開示しなかった。被保険者は火災により損害を受けたため保険金を請求したが、保険者は、次のように主張して支払いを拒否した。保険者は、火災保険を申し込む者は質問されなくとも

あらゆる種類の保険証券に関する以前に保険金を請求した事実を開示しなければならないとの主張である。MacKinnon 判事は、開示義務はこれ程まで広くないと判示した。ただし、このケースは、開示義務の範囲を明らかに示していない⁹⁵⁾。なお、MacKinnon 判事は、保険者が前述の主張の根拠として引用した判例について、裁判官は申込書に關係する質問があったために他種の以前の損害は重要な事実であると判示したとした⁹⁶⁾。

第6項 他保険が存在する事実

コモン・ローは、他保険が存在する事実を重要な事実として扱わない。おそらく、保険者の破産から被保険者を保護する目的で、被保険者には望みどおりに保険をつける権利がコモン・ローにおいて認められているからであろう⁹⁷⁾。また、1906年英国海上保険法32条は、重複保険を認めている。ただし、海上保険に関して、過度の超過保険となる場合、他保険が存在する事実は重要な事実になると判示した判例がある。例えば、*Thames and Mersey Marine Insurance Company, Limited v Gunford Ship Company, Limited, and Another* 事件⁹⁸⁾では、船体、これの用船料および営業費に数件の評価済保険が付けられていたが、船体は、市場価格が£9,000であるのに対し、£18,500と評価された。結果として、戦争が起きた場合などを除いて、この保険の目的物である船を売却するより、これの沈没等により保険金を請求する方が株主にとって有利な状態となった。このような状態は、重要な事実であると判示された。また、*William Pickersgill & Sons, Limited v London and Provincial Marine and General Insurance Company, Limited* 事件⁹⁹⁾では、極めて多数の保険が船に付けられた。Hamilton 判事は、過度の超過保険は重要な事実になると判示した¹⁰⁰⁾。

結びに代えて

日本においてモラル・ハザードに係る事実の告知義務に対する関心が高いことは、他保険契約の告知義務に関する議論の激しさから推察できる。また、このモラル・ハザードに係る事実の告知義務は、保険者に契約締結段階における保険契約申込者のモラル・ハザードの強さを見極める機会を与える目的を持つことから、契約締結前の保険金不正請求抑止策としての機能を持つと考えられる。しかし、その法的根拠は明確化されていないようである。これに関して、日本法とイギリス法は告知義務の対象となる重要な事実について同様の表現を使用していることから、日本法もイギリス法のように、法律で定められた告知義務の対象に、モラル・ハザードに係る事実を含めしめることができると思われる。すなわち、商法644条の告知義務の対象に、保険金支払義務を生じさせる保険事故の危険測定に係る事実だけでなくモラル・ハザードに係る事実も含まれるとする解釈論である。しかし、このように解釈した場合、告知義務の理論的根拠と商法645条2項但書が問題となる。

日本法における告知義務の理論的根拠に関する判例・通説の立場は、危険測定説である。この説に、射倖契約説あるいはイギリスにおける Mansfield 卿の考え方¹⁰¹⁾を付け加えることによって、モラル・ハザードに係る事実を告知義務の対象に含めることができよう。すなわち、保険事故の偶然性を左右する事情に関する情報の偏在をなくすことも考慮した告知義務の理論的根拠を考える必要がある。

次に、商法 645 条 2 項但書について考えよう。かような条文は 1906 年英国海上保険法には存在しない。このイギリスにおける法状態をそのままわが国に導入して、商法 645 条 2 項但書を無視することは解釈論として無理であろう。そこで、傷害保険の約款に規定されている他保険契約の告知義務に関する議論などを参考にすれば、問題解決のためには次の 2 つの方法があると思われる。第一に、伝統的に告知義務が課されている危険測定に係る事実に関する場合にのみこの商法 645 条 2 項但書が適用されると解釈する方法である。このように解釈した場合、保険契約者保護が弱くなることが問題となる。この場合には、商法 644 条に規定される保険契約者の故意あるいは重過失を厳格に解釈することが良いと思われる。保険者が、保険契約者にモラル・ハザードに係る事実の告知義務を十分に説明した上でそれに関して質問することが、保険契約者の故意あるいは重過失を認定するために必要とすることが、保険契約者の保護につながるであろう。第二に、保険者がモラル・ハザードに係る事実の告知義務について保険契約者等に十分説明し、納得が得られたことを確認した上でモラル・ハザードに係る事実について質問したにもかかわらず、保険契約者等がこれに関する不開示・不実告知をした場合には、契約締結当時の保険契約者等の不正請求をする意図を推認する方法である。これは、保険者がモラル・ハザードに係る事実に関する告知義務違反を主張する場合には、商法 644 条に規定される要件に加えて、保険契約者等の不正請求の意図を推認させる事実を主張することも要求することになる¹⁰²⁾。この場合、保険契約者には、不正請求の意図がなかったことを主張・立証することにより 645 条 2 項但書を援用する余地が生ずる。

イギリス法では、告知義務が課されるモラル・ハザードに係る事実の内容が日本法より豊富である。情報は多い方がよい。また、保険者がモラル・ハザードに係る事実について多くの質問をすることは、積極的に保険金不正請求の問題に取り組む保険者の姿勢を保険金不正請求を目論む者に示すことになる¹⁰³⁾。同種他保険契約についてだけでなく、イギリス法において告知が求められるモラル・ハザードに係る事実も告知義務の対象に加えてはどうかと考える。これらの事実、イギリスの保険者が、保険料を定め、あるいはリスクを引き受けるか否かを決定する際に考慮する事実である。日本の保険者にとっても、有用な情報であろう。ただし、プライバシーの保護への配慮が必要である。

保険は、優れた制度である。保険が大衆に普及した現在の状況を見ると、保険金不正請求を抑止し健全な保険制度を維持することはますます重要となるであろう。今後も、モラル・ハザードに起因する保険金不正請求抑止の目的に適う法的責任の研究を深め、さらに、それと保

険契約の善意契約性との関係を解明したい。

< 注 >

- 1) 射倂契約は、「一方または双方の当事者の契約上の具体的な給付義務が発生するか否かまたはその大小いかなが、偶然な出来事によって左右され、従って当事者のなす具体的な給付相互間の均衡関係が偶然によって左右される契約」と定義づけられる(大森忠夫『保険法〔補訂版〕』(有斐閣、1985年)84頁)。このような射倂契約の定義を否定し、射倂契約の新たな定義付けが試みられている。この新しい見解は、射倂契約とはそれによって当事者の双方または一方が射倂給付 (praestare) を提供する契約であるとする(棚田良平『保険契約の法的構造』(損害保険事業研究所、1984年)582頁)。
- 2) 高尾厚「保険におけるいわゆる「市場の失敗」 - 保険市場の組織論的考察 - 」『保険学雑誌』481号69頁(1978年)、石田満ほか「生命保険と犯罪 - 保険金目的犯罪の防止策を中心に」『ジュリスト』752号21頁〔石田発言〕(1981年)参照。
- 3) 月足一清『生命保険犯罪』(東洋経済新報社、1986年)158-159頁参照。
- 4) 西島梅治「生命保険といわゆるモラル・リスク」ジュリスト956号84頁(1990年)参照。
- 5) 生命保険協会編集発行『危険選択2003』78頁参照。
- 6) 尾籠裕之「動き出した保険業界のIT戦略 - 取り組事例から展望を探る」『保険毎日新聞』14205~14207号(2001年)、14268~14270(2001年)。ダイレクト販売に適する保険商品とそうでない保険商品があるとされている。しかし、伝統的に対面販売が強いといわれている生命保険についても、ダイレクト販売が伸びる傾向にある。
- 7) 日吉信弘『ダイレクト・インシュアランス直販保険会社〔増補改訂版〕』(保険毎日新聞社、1997年)72頁参照。
- 8) R.I. Mehr & S.G. Gustavson, *Life Insurance Theory and Practice*, p. 24(4th.ed. Business Publications, INC., 1987)。また、経済学的見地から、次のように説明される。モラル・ハザードとは、積極的に損害を引き起こそうとしたり、あるいはもしも損害が発生した場合に、その拡大をくい止めるためにほとんど何もしないか、あるいは結果的に生じる保険金請求を詐欺的に水増ししようとする被保険者の性格から生じる条件である。R.L. Carter, *Economics and Insurance*, p. 41(2nd ed., PH Press Ltd., 1979)。日本では、モラル・ハザードに類似する用語として、道徳的危険及びモラル・リスクがある。これらの関係について、モラル・ハザードの和訳が道徳的危険であり、「道徳的危険という和訳を英語に戻すとき、ハザードより使い慣れたリスクを使って、モラル・リスクという和製英語ができてしまった」と指摘されている(江下直次郎「超現代版モラル・ハザード(上)」『インシュアランス』第3689号12頁(1996年))。モラル・ハザードは、日本において、次のように説明される。「moral hazard とは、保険事故を発生させまたは損害を増大させる危険条件のうち、人の意思にかかわる人為的なものであって、かつ、その意思が信義則上非難されるべき性格を有するものをいう」(南出弘「Moral Hazard について - Moral Hazard と自動車普通保険約款 - 」『保険学雑誌』451号33頁(1970年))。「モラル・ハザードは、被保険者が情報の非対称性を利用して、自らの有利な行動へ変化させて、損害の規模や頻度を増加させようとするものである」(堀田一吉「モラル・ハザードと保険取引」『三田商学研究』36巻1号186頁(1993年))。モラル・ハザードとは、「保険加入者が保険加入していることを利用して積極的に不当な利益を得ようとする危険である」(山下友信ほか『保険法』(有斐閣、1999年)62頁)。また、道徳的危険について、モラル・ハザードと同様な意味で捉えるもの(月足一清「生命保険犯罪概論」『生命保険協会会報』250号2頁以下(1996年))がある一方で、少し違った視点から捉えているものもある。これは、保険金不正請求の証明は容易でないことが多いことから、道徳危険を被保険者が不正な保険金請求に対して支払いを余儀なくされる危険とする(竹濱修「保険契約法における道徳危険と民法理論」『商事法務』1330号10頁(1993年))。
- 9) 坂口光男『保険法』(文眞堂、1991年)63-66頁、西島梅治『保険法〔第三版〕』(悠々社、1998年)40-44頁。
- 10) 岡野敬次郎『商行為及保険法』(有斐閣、1928年)415頁、田中耕太郎『保険法講義要領』(1929年)93-94頁、加藤由作『海上危険論』(巖松堂書店、1932年)43頁、今村有『海上保険契約論上巻』(巖松堂書店、1941年)64頁、野津努『保険契約法論』(有斐閣、1942年)155頁、田中誠二『新版保険法』(千倉書房、1960年)171頁。
- 11) 例えば、大判大正6.12.14民禄23輯2112頁。

- 12) 西島・前掲書（注9）42頁。
- 13) 大森・前掲書（注1）119頁。なお、この射倖契約説は、危険測定説と矛盾しないと考えられている（同書119-120頁）。
- 14) 西島・前掲書（注9）42頁。
- 15) 例えば、西島・前掲書（注9）45頁、田中耕太郎・前掲書（注10）87頁。
- 16) 例えば、大森・前掲書（注1）124頁、山下ほか・前掲書（注8）215頁、坂口・前掲書（注9）69頁。
- 17) なお、大判大正6.12.5民録23輯2051頁判決は、他の保険者に申込をして医師の診察を受けたかどうかは重要な事実であるとする。
- 18) 大判明治40.10.4民録13輯939頁、大判昭和2.11.2民集6巻593頁。
- 19) 中西正明「告知義務と道徳危険に関する事実 - ドイツ法の紹介を中心として - 」『保険学雑誌』488号37-38頁（1980年）、坂口・前掲書（注9）316頁参照。
- 20) 大森・前掲書（注1）124頁、西島・前掲書（注9）45-46頁、中西・前掲論文（注19）38頁参照。
- 21) 倉沢康一郎『保険契約法の現代的課題』（成文堂、1978年）37-39頁、坂口・前掲書（注9）69-70頁参照。
- 22) 倉沢・前掲書（注21）37-38頁、中西正明「傷害保険および他の人保険における他の保険契約の告知について」覚道豊治編『大阪大学法学部創立30周年記念論文集法と政治の現代的課題』（有斐閣、1982年）193-194頁、笹本幸祐「他保険契約の告知・通知義務の再検討」『関西大学法学論集』44巻3号222-223頁（1994年）参照。
- 23) 645条2項但書については、次のような批判がある。告知義務制度の趣旨は、保険者に対して事前に不良な危険を排除・制限する機会を与えよとするものであることを考えると、矛盾がある（大森・前掲書（注1）129頁）。正直に告知して契約締結を拒否された場合とのバランスがとれない（田辺康平『新版現代保険法』（文眞堂、1995年）56頁）。
- 24) 中西正明「傷害保険契約における他保険契約の告知義務」『大阪学院大学法学研究』21巻1・2号89-90頁（1995年）参照。
- 25) 山本哲生「他保険契約の告知義務のあり方」田村善之編『情報・秩序・ネットワーク』（北海道大学図書刊行会、1999年）55頁参照。第一の点を解除権の根拠に据えることは、法律論としてはいささか問題があると指摘されている（洲崎博史「他保険契約の告知義務・通知義務」『民商法雑誌』114巻4・5号648頁（1996年））。
- 26) 佐野誠「海外旅行傷害保険における他保険契約の告知義務・通知義務」『損害保険研究』64巻1号285頁（2002年）参照。
- 27) 山本・前掲論文（注25）50頁。
- 28) 『判例タイムズ』783号235頁。同旨平成13年5月16日東京地裁判決『金融・商事判例』1119号16頁。
- 29) この判決を支持する学説として、洲崎・前掲論文（注25）659頁。
- 30) 『判例時報』1479号140頁。
- 31) 中西・前掲論文（注24）81頁。
- 32) 山下友信『現代の生命・傷害保険法』（弘文堂、1999年）239頁。
- 33) 『判例タイムズ』727号214頁。
- 34) 『金融・商事判例』1099号42頁。
- 35) 出口正義「重複保険の告知・通知義務違反 - 傷害保険を中心として - 」『損害保険研究』54巻2号57頁（1992年）、笹本・前掲論文（注22）258頁。
- 36) 石田満「他保険契約の告知・通知義務」『上智法学論集』28巻1・2・3号合併号47頁（1985年）。
- 37) 出口・前掲論文（注35）58-59頁。
- 38) 石田・前掲論文（注36）47頁、笹本・前掲論文（注22）258-259頁。
- 39) 中西正明『傷害保険契約の法理』（有斐閣、1992年）111頁。
- 40) 洲崎・前掲論文（注25）661頁。
- 41) 『金融・商事判例』894号27頁。
- 42) 山下・前掲書（注32）251頁参照。
- 43) 最高信義の義務の法的性質について議論がある。判例の見解は、概ね次の3つの見解に大別される。第一に、最高信義の義務は黙示的条項であるとする見解である（e.g. *Proudfoot v Montefiore* [1867] L.R.2 Q.B. 511, at 521-522）。第二に、最高信義の義務は法のルール（rule of law）であるとする見解である（e.g. *Banque keyser Ullmann S.A. v Skandia (U.K.) Insurance Co. Ltd. and Others* [1987] 1 Lloyd's Law Reports 69, at 94）。第三に、契約締結前の最高信義の義務は法のルールであり、契約締

結後の最高信義の義務は、契約の明示的あるいは黙示的条項に由来することができるとする見解である (e.g. *Manifest Shipping Co. Ltd. v Uni-Polaris Insurance Co. Ltd. and La Reunion Europeene* [2001] 1 Lloyd's Law Reports 389, at 400)。

- 44) コモン・ローの原則は、「caveat emptor (買主をして注意せしめよ)」である。この原則によると、契約の当事者には情報は相手方から与えられると期待する権利はなく、情報を集めるのは当事者の責任である。P.M.Eggers & P.Foss, *Good Faith and Insurance Contracts*, p. 3 (LLP, 1998) . 保険契約は、最高信義の義務としての開示義務が契約当事者に課されることから、他の契約と区別されている。
- 45) [1766] 3 Burr. 1905 ; [1909] 97 Eng.Rep. 1162.
- 46) 最高信義の義務は、保険者にも課される。この最高信義の義務の相互性は、Mansfield 卿によって本件において言及された。Burr. *id.* at 1909 ; Eng.Rep. *id.* at 1164. 保険者の開示義務の議論は、*Banque Keyser Ullmann S.A.* 事件 (前掲 (注 43)) において最高信義の義務の相互性が問題となったことから、1980 年代後半以降盛んになった。この事件を取り上げた文献として、石山卓磨「英国保険法における最高信義の義務」長濱洋一ほか編『現代保険法海商法の諸相』(成文堂、1990 年) 535 頁以下、小林道生「イギリス判例にみる保険者の開示義務」『損害保険研究』60 巻 3 号 167 頁以下 (1998 年) がある。
- 47) Burr., *supra* note 45, at 1909-1901 ; Eng.Rep., *supra* note 45, at 1164.
- 48) Burr, *id.* at 1910 ; Eng.Rep., *id.* at 1165.
- 49) S.Park, *The Duty of Disclosure in Insurance Contract Law*, p. 15 (Dartmouth, 1996).
- 50) 18 条 1 項により、被保険者は通常の業務上知っているべき一切の事情を知っているとみなされる。また、18 条 3 項は、質問がない限り開示する必要はない事項として、次の 4 つをあげている。第一に、リスクを減少させる一切の事情である。第二に、保険者が知っているかあるいは知っているかと推定される一切の事情である。保険者は、周知の事項および保険者が通常の業務上知っているべき事項については、知っているものと推定される。第三に、保険者が通知を受ける権利を放棄した一切の事情である。第四に、明示あるいは黙示の担保 (warranty) があるために開示することが余計である一切の事情である。
- 51) 中西正明「最近の英国告知義務判例」『大阪学院大学法学研究』25 巻 1 号 73-74 頁 (1998 年) 。本文の解釈は、*Pan Atlantic Insurance Co. Ltd. v Pine Top Insurance Co.* 事件 ([1995] 1 A.C. 501) によるものである。残念ながら、原文にあたることはできなかった。また、中村雅人「イギリスの告知義務における重要性」『松山大学論集』10 巻 6 号 85 頁以下 (1999 年) も、この事件を取り上げている。
- 52) e.g. R.Merkin, *Insurance Contract Law*, p. A.5.4-01 (kluwer, 1992), A.McGee, *The Modern Law of Insurance*, p. 67 (Butterworths, 2001), J.Birds & N.J.Hird, *Birds' Modern Insurance Law*, p. 114 (5th ed. Sweet & Maxwell, 2001) .
- 53) R.Merkin, *id.*
- 54) J.Birds & N.J.Hird, *supra* note 52, at 114.
- 55) [1951] 1 Lloyd's List Law Reports 139.
- 56) *Id.* at 143.
- 57) [1957] 2 Lloyd's List Law Reports 466.
- 58) *Id.* at 483.
- 59) [1966] 2 Lloyd's List Law Reports 113.
- 60) *Id.* at 132.
- 61) *Id.* at 133.
- 62) [1978] 1 All England Law Reports 1253.
- 63) *Id.* at 1257.
- 64) [1975] 2 Lloyd's Law Reports 485.
- 65) *Id.* at 487.
- 66) [1975] 1 Lloyd's Law Reports 169.
- 67) *Id.* at 176-177.
- 68) R.Merkin, *supra* note 52, at A.5.4-02.
- 69) c.f. *Id.* J.Birds & N.J.Hird, *supra* note 52, at 118.
- 70) ここでは、更生期間について簡単に述べる。更生期間を経過すると有罪判決は消滅したものとされる。起算日は、有罪判決を宣告された日である。更生期間は、刑罰によって変わる。例えば、6 ヶ月以内の自由刑の場合、更生期間は 7 年であり、6 ヶ月を超え 30 ヶ月以下の自由刑の場合、それ

は10年である（1974年犯罪者社会復帰法5条2項）。なお、2年6ヶ月を超える自由刑の場合、有罪判決は消滅しない。

- 71) 1974年犯罪者社会復帰法4条1項。
- 72) J.Birds & N.J.Hird, *supra* note 52, at 118.
- 73) [1922] 2 K.B. 364.
- 74) *Id.* at 365-366.
- 75) 1976年人種関係法1条・3条・20条。
- 76) c.f. J.Birds & N.J.Hird, *supra* note 52, at 116.
- 77) 評価済保険証券とは、保険の目的物の協定価額を明記した保険証券をいう（1906年英国海上保険法27条2項）。
- 78) R.Merkin, *supra* note 52, at A.5.4-12. *MacGillivray on Insurance Law*, p. 438 (Nicholas Legh-Jones et al. eds., 10th ed. Sweet and Maxwell 2002) (1912).
- 79) (1874) L.R. 9 Q.B. 531.
- 80) 公平かつ妥当に予測された利益を原価に加えて保険の目的物を評価することは合法である。*Id.* at 536.
- 81) *Id.* at 539.
- 82) *Inversiones Maniria S.A. v Sphere Drake Insurance Co. Plc. Malvern Insurance Co. Ltd. and Niagara Fire Insurance Co. Inc.* [1989] 1 Lloyd's Law Reports 69.
- 83) *Id.* at 92.
- 84) R.Merkin, *supra* note 52, at A.5.4-11. J.Birds & N.J.Hird, *supra* note 52, at 115. MacGillivray, *supra* note 78, at 437-438.
- 85) R.Merkin, *id.* at A.5.4-09.
- 86) J.Birds & N.J.Hird, *supra* note 52, at 115.
- 87) MacGillivray, *supra* note 78, at 438.
- 88) [1927] A.C. 139.
- 89) [1936] 1 K.B. 408 (C.A.) .
- 90) c.f. *Id.* at 414. 拒否の事実それ自体が重要なのではなく、むしろその理由が重要であるようだとする見解もある。MacGillivray, *supra* note 78, at 438.
- 91) R.Merkin, *supra* note 52, at A.5.4-09. J.Birds & N.J.Hird, *supra* note 52, at 116.
- 92) [1973] 1 Lloyd's Law Reports 169.
- 93) *Id.* at 180.
- 94) 2 All England Law Reports 193.
- 95) R.Merkin, *supra* note 52, at A.5.4-09.
- 96) 2 All England Law Reports 193, at 199-201. この見解に対し、重要性は質問があったかどうかという事実に関係がないとの批判がある。R.Merkin, *supra* note 52, at A.5.4-09.
- 97) R.Merkin, *id.* at A.5.4-13.
- 98) [1911] A.C. 529.
- 99) [1912] 3 K.B. 614. 残念ながら、保険の内容は明らかでない。
- 100) *Id.* at 619.
- 101) 第2章第1節参照。
- 102) 平成4年8月31日仙台高裁秋田支部判決『判例タイムズ』801号223頁参照。この判決は、火災共済契約の約款に規定された同種の他保険契約の告知義務違反に関する事案である。他保険契約の告知義務違反を理由に契約を解除する要件の一つとして、道徳的危険をある程度具体的に推認させる事情の存在をあげている。
- 103) 「潜在的な犯罪者は、保険会社が疑念を持つ請求に対しより積極的に取り組む傾向に気づき始めると、詐欺的な行為に従事しないようになると言われる」。中林真理子「保険犯罪と保険会社の企業倫理」『保険学雑誌』569号41頁（2000年）。

主指導教員（沢田克己教授） 副指導教員（中村哲也教授・西野喜一教授）